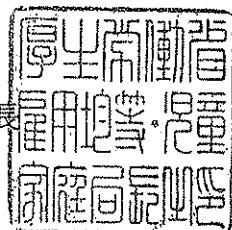


天

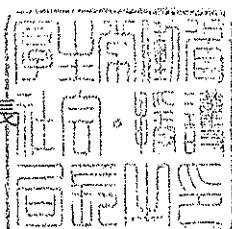
雇児発第0220001号
社援発第0220001号
障 発 第0220002号
老 発 第0220003号
平成19年2月20日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

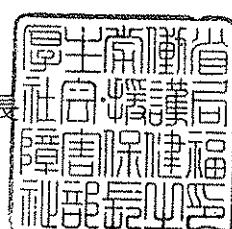
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



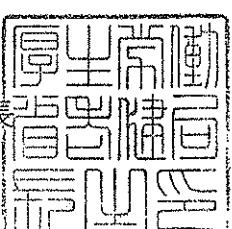
厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



厚生労働省老健局長



「社会福祉法人会計基準の制定について」の一部改正について

社会福祉法人の会計処理の基準については、「社会福祉法人会計基準の制定について



て（平成12年2月17日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により示されているところであるが、平成18年4月から「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」が一部施行され、また平成18年10月から完全施行されたこと等により、従来の旧支援費制度から報酬体系等が改められ、障害福祉サービス事業者、障害者支援施設及び指定知的障害児施設等が自立支援給付費等収入の内訳を明確に把握する必要があることから、標記通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成18年4月1日から適用することとしたので、管内関係機関及び各社会福祉法人に対し周知徹底を図るようご配慮願いたい。

「社会福祉法人会計基準の制定について」ニ新旧対照表一
(平成12年2月17日厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)

(新) 改正案		(旧)	
社援 第 3 1 0 号 平成12年2月17日	社援 第 3 1 0 号 平成12年2月17日	厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚生省社会・援護局局長 厚生省老人保健家庭局長 厚生省児童家庭局長	厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚生省社会・援護局局長 厚生省老人保健家庭局長 厚生省児童家庭局長
各 都道府県知事 各 指定都市市長 各 中核市市長	各 都道府県知事 各 指定都市市長 各 中核市市長	一部 改 正 号 雇児発第 0220001号 社援発第 0220001号 障老発第 0220002号 発第 0220003号 平成19年2月20日	一部 改 正 号 雇児発第 0220001号 社援発第 0220002号 障老発第 0220003号 平成19年2月20日
社会福祉法人会計基準について	社会福祉法人会計基準の制定について	社会福祉事業の実施を目的に設立される社会福祉法人の会計については、これまで昭和51年1月31日社施第25号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知で「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の經理規程則の制定について」により行われてきたところである。これに対し現在、将来にわたつて増大・多様化が見込まれる国民の多様な福祉需要に適切に対応するため、社会福祉事業の改革に取り組み、社会福利社法人、立場に立つた社会福祉法人、措置制度など社会福祉の運営に貢献するところである。この結果として、社会福祉事業の透明性の確保を図ることも、その提供するサービスの質の向上及ぶ事業経営の活性化につながるものと期待される。	社会福祉事業の実施を目的に設立される社会福祉法人の会計については、これまで昭和51年1月31日社施第25号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知で「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の經理規程則の制定について」により行われてきたところである。これに対し現在、将来にわたつて増大・多様化が見込まれる国民の多様な福祉需要に適切に対応するため、社会福祉事業の改革に取り組み、社会福利社法人、立場に立つた社会福祉法人、措置制度など社会福祉の運営に貢献するところである。この結果として、社会福祉事業の透明性の確保を図ることも、その提供するサービスの質の向上及ぶ事業経営の活性化につながるものと期待される。
(略)	(略)		

資 金 収 支 計 算 書 (自) 平成〇年〇月〇日 (至) 平成〇月〇日 第1号様式

資 金 収 支 計 算 書 (自) 平成〇年〇月〇日 (至) 平成〇月〇日 第1号様式

勘 定 科 目	予 算	決 算	差 異	備 考
介護保険収入 自立支援費等収入				
利用料収入				
措置費収入				
運営費収入				
私的契約利用料収入				
○○事業収入				
経常経費補助金収入				
寄附金収入				
雑収入				
借入金利息補助金収入				
受取利息配当金収入				
会計単位間繰入金収入				
経理区分間繰入金収入				
経常収入計 (1)				
人件費支出				
事務費支出				
事業費支出				
借入金利息支出				
経理区分間繰入金支出				
経常支出計 (2)				

以下、省略。

以下、省略。

第1号様式

勘 定 科 目	予 算	決 算	差 異	備 考
介護保険収入				
利用料収入				
措置費収入				
運営費収入				
私的契約利用料収入				
○○事業収入				
経常経費補助金収入				
寄附金収入				
雑収入				
借入金利息補助金収入				
受取利息配当金収入				
会計単位間繰入金収入				
経理区分間繰入金収入				
経常収入計 (1)				
人件費支出				
事務費支出				
事業費支出				
借入金利息支出				
経理区分間繰入金支出				
経常支出計 (2)				

資 金 収 支 予 算 内 訳 表
(自) 平成〇年〇月〇日 (至) 平成〇年〇月〇日 第2号-1様式

勘 定 科 目	合計	本 部	△△所	××センター
介護保険収入 自立支援費等収入 介護給付費収入 訓練等給付費収入 障害児施設給付費収入 サービス利用料(作業費等) 特定障害者特別給付費等給付 特定入所障害児食費等給付				
経 常 活 動 に よ る 収 支				
利用料収入 利用料収入 利用者負担金収入 措置費収入 事務費収入 事業費収入 運営費収入 私的契約利用料収入 ○○事業収入 ○○事業収入 経常経費補助金収入 寄附金収入 寄付金収入				

以下、省略。

資 金 収 支 予 算 内 訳 表
(自) 平成〇年〇月〇日 (至) 平成〇年〇月〇日 第2号-1様式

勘 定 科 目	合計	本 部	△△所	××センター
介護保険収入 介護保険収入、 自立支援費等収入				
経 常 活 動 に よ る 収 支				
利用料収入 利用料収入 利用者負担金収入 措置費収入 事務費収入 事業費収入 運営費収入 私的契約利用料収入 ○○事業収入 ○○事業収入 経常経費補助金収入 寄附金収入 寄付金収入				

以下、省略。

資金収支決算内訳表
(自) 平成〇年〇月〇日 (至) 平成〇年〇月〇日 第2号－2様式

資金収支決算内訳表
(自) 平成〇年〇月〇日 (至) 平成〇年〇月〇日 第2号－2様式

勘定科目	合計	本部	○○箇	△△所	××センター
介護保険収入 介護支援費等収入 介護給付費収入 訓練等給付費収入 障害児施設給付費収入 サービス利用料(障害者特別給付費) 特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入 利用者負担金収入 利用料収入 利用者負担金収入 措置費収入 事業費収入 運営費収入 私的契約利用料収入 ○○事業収入 ○○事業収入 経常経費補助金収入 経常経費補助金収入 寄附金収入 寄附金収入					
経常活動による取支					
超過活動による取支					
超過保険収入					

以下、省略。

資金収支決算内訳表
(自) 平成〇年〇月〇日 (至) 平成〇年〇月〇日 第2号－2様式

資金収支決算内訳表
(自) 平成〇年〇月〇日 (至) 平成〇年〇月〇日 第2号－2様式

勘定科目	合計	本部	○○箇	△△所	××センター
介護保険収入 介護支援費等収入 介護給付費収入 訓練等給付費収入 障害児施設給付費収入 サービス利用料(障害者特別給付費) 特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入 利用者負担金収入 利用料収入 利用者負担金収入 措置費収入 事業費収入 運営費収入 私的契約利用料収入 ○○事業収入 ○○事業収入 経常経費補助金収入 経常経費補助金収入 寄附金収入 寄附金収入					
超過活動による取支					
超過保険収入					

以下、省略。

事業活動収支計算書		(自) 平成〇〇年〇月〇日 (至) 平成〇〇年〇月〇日		第3号様式	
勘定	科目	本年度 決算	前年度 決算	増減	
事業活動収支の部	事業活動収入 自立支援費等収入 利用料収入 措置費収入 運営的契約利用料収入 ○事業収入 ○○常経附金収入 寄附金収入 雑収入 借入金元金償還補助金収入 引当金戻入 国庫補助金等特別積立金取崩額				
事業活動支出	事業活動支出計(1) 人件費支出 事務費支出 事業費支出 事業償却費 事業減収不能額 引当金繰入				
事業活動収支の部	事業活動支出 人件費支出 事務費支出 事業費支出 事業償却費 事業減収不能額 引当金繰入	事業活動支出計(2)			

事業活動収支計算書		(自) 平成〇〇年〇月〇日 (至) 平成〇〇年〇月〇日		第3号様式	
勘定	科目	本年度 決算	前年度 決算	増減	
事業活動収支の部	事業活動収入 介護保険収入 利用料収入 措置費収入 運営的契約利用料収入 ○事業収入 ○○常経附金収入 寄附金収入 雑収入 借入金元金償還補助金収入 引当金戻入 国庫補助金等特別積立金取崩額				
事業活動支出	事業活動支出計(1) 人件費支出 事務費支出 事業費支出 事業償却費 事業減収不能額 引当金繰入				
事業活動収支の部	事業活動支出 人件費支出 事務費支出 事業費支出 事業償却費 事業減収不能額 引当金繰入	事業活動支出計(2)			

以下、省略。

以下、省略。

事 業 活 動 収 支 内 記 表
(自) 平成〇年〇月〇日 (至) 平成〇年〇月〇日 第4号様式

事 業 活 動 収 支 内 記 表
(自) 平成〇年〇月〇日 (至) 平成〇年〇月〇日 第4号様式

第4号様式

勘 定 科 目	合 計	本 部	〇〇團	△△所	××センター
介護保険収入 介護保険収入 自立支援費収入 介護給付費収入 訓練等給付費収入 障害施設給付費収入 サービス利用料収入 特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入 利用者負担金収入 利用料収入 利用者負担金収入 措置費収入 事務費収入 事業費収入 運営費収入 私的契約利用料収入 ○○事業収入 ○○事業収入 経常経費補助金収入 経常経費補助金収入 寄附金収入 寄附金収入	入 よ る 収 支	入 よ る 収 支	入 よ る 収 支	入 よ る 収 支	入 よ る 収 支
介護保険収入 介護保険収入 自立支援費収入 介護給付費収入 訓練等給付費収入 障害施設給付費収入 サービス利用料収入 特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入 利用者負担金収入 利用料収入 利用者負担金収入 措置費収入 事務費収入 事業費収入 運営費収入 私的契約利用料収入 ○○事業収入 ○○事業収入 経常経費補助金収入 経常経費補助金収入 寄附金収入 寄附金収入	入 よ る 収 支	入 よ る 収 支	入 よ る 収 支	入 よ る 収 支	入 よ る 収 支
介護保険収入 介護保険収入 自立支援費収入 介護給付費収入 訓練等給付費収入 障害施設給付費収入 サービス利用料収入 特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入 利用者負担金収入 利用料収入 利用者負担金収入 措置費収入 事務費収入 事業費収入 運営費収入 私的契約利用料収入 ○○事業収入 ○○事業収入 経常経費補助金収入 経常経費補助金収入 寄附金収入 寄附金収入	入 よ る 収 支	入 よ る 収 支	入 よ る 収 支	入 よ る 収 支	入 よ る 収 支
介護保険収入 介護保険収入 自立支援費収入 介護給付費収入 訓練等給付費収入 障害施設給付費収入 サービス利用料収入 特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入 利用者負担金収入 利用料収入 利用者負担金収入 措置費収入 事務費収入 事業費収入 運営費収入 私的契約利用料収入 ○○事業収入 ○○事業収入 経常経費補助金収入 経常経費補助金収入 寄附金収入 寄附金収入	入 よ る 収 支	入 よ る 収 支	入 よ る 収 支	入 よ る 収 支	入 よ る 収 支

以下、省略。

以下、省略。

別表1

※ 中区分の科目については、適当な科目を追加又は省略することができる。なお、必要に応じて細分することができます。

1. 収入の部

科 目	大 区 分	中 区 分	説 明
<事業活動収入>			
[介護保険収入]	介護保険収入		介護保険制度に基づく報酬等をいう。
	介護給付費収入		介護給付費報酬の代理受領分をいう。
	訓練等給付費収入		訓練等給付費報酬の代理受領分をいう。
	障害児施設給付費収入		障害児施設給付費報酬の代理受領分をいう。
	サービス利用計画作成費収入		サービス利用計画作成費報酬の代理受領分をいう。
	特定障害者特別給付費収入		特定障害者特別給付費の代理受領分をいう。
	特定入所障害児食費等給付費収入		特定入所障害児食費等給付費の代理受領分をいう。
	利用者負担金収入		利用者本人（障害者）の負担による収入をいう。なお、各給付費に係る利用者負担金分、特定費用等の利用者負担金分、代理受領を行わざる場合の給付費相当分について、それぞれ小区分を設定する。
[利用料収入]	利用料収入		利用者からの利用料（代理受領を含む。）による収入をいう。（利用者負担金を除く。）
	利用者負担金収入		契約に伴う施設利用料のうち、利用者本人の負担による収入をいう。
	[措置費収入]		

別表1

※ 中区分の科目については、適当な科目を追加又は省略することができる。なお、必要に応じて細分することができます。

1. 収入の部

科 目	大 区 分	中 区 分	説 明
<事業活動収入>			
[介護保険収入]	介護保険収入		介護保険制度に基づく報酬等をいう。
	介護給付費収入		介護給付費報酬の代理受領分をいう。
	訓練等給付費収入		訓練等給付費報酬の代理受領分をいう。
	障害児施設給付費収入		障害児施設給付費報酬の代理受領分をいう。
	サービス利用計画作成費収入		サービス利用計画作成費報酬の代理受領分をいう。
	特定障害者特別給付費収入		特定障害者特別給付費の代理受領分をいう。
	特定入所障害児食費等給付費収入		特定入所障害児食費等給付費の代理受領分をいう。
	利用者負担金収入		利用者本人（障害者）の負担による収入をいう。なお、各給付費に係る利用者負担金分、特定費用等の利用者負担金分、代理受領を行わざる場合の給付費相当分について、それぞれ小区分を設定する。
[利用料収入]	利用料収入		利用者からの利用料（代理受領を含む。）による収入をいう。（利用者負担金を除く。）
	利用者負担金収入		契約に伴う施設利用料のうち、利用者本人の負担による収入をいう。
	[措置費収入]		

以下、省略。

別表2 <事業活動収支計算書勘定科目の説明>
※ 中区分の科目については、適当な科目を追加又は省略する
ことができる。なお、必要に応じて細分することができます。

別表2

<事業活動収支計算書勘定科目の説明>
※ 中区分の科目については、適当な科目を追加又は省略する
ことができる。

1. 収入の部

科 目	大 区 分	中 区 分	説 明
<事業活動収入>			
[介護保険収入]	介護保険収入		介護保険制度に基づく報酬等をいう。
[自立支援費等収入]	介護保険収入 介護給付費収入 訓練等給付費収入 障害児施設給付費収入 サービス利用料(作成費) 特定障害者特別給付費収入		介護保険制度に基づく報酬等をいう。 介護給付費報酬の代理受領分をいう。 訓練等給付費報酬の代理受領分をいう。 障害児施設給付費報酬の代理受領分をい う。 サービス利用料(作成費)の代理受領分 をいう。 特定障害者特別給付費の代理受領分をい う。 特定入所障害児食費等給付費の代理受領 分をいう。
[利用料収入]	利用料収入 利用者負担金収入 [措置費収入]		利用者からの利用料(代理受領を含む。) による収入をいう。(利用者負担金を除 く。) 契約に伴う施設利用料のうち、利用者本 人の負担による収入をいう。 利用者負担金収入 (措置費収入)
以下、省略。			

科 目	大 区 分	中 区 分	説 明
<事業活動収入>			
[介護保険収入]	介護保険収入		介護保険制度に基づく報酬等をいう。
[自立支援費等収入]	介護保険収入 介護給付費収入 訓練等給付費収入 障害児施設給付費収入 サービス利用料(作成費) 特定障害者特別給付費収入		介護保険制度に基づく報酬等をいう。 介護給付費報酬の代理受領分をいう。 訓練等給付費報酬の代理受領分をいう。 障害児施設給付費報酬の代理受領分をい う。 サービス利用料(作成費)の代理受領分 をいう。 特定障害者特別給付費の代理受領分をい う。 特定入所障害児食費等給付費の代理受領 分をいう。
[利用料収入]	利用料収入 利用者負担金収入 [措置費収入]		利用者からの利用料(代理受領を含む。) による収入をいう。(利用者負担金を除 く。) 契約に伴う施設利用料のうち、利用者本 人の負担による収入をいう。 利用者負担金収入 (措置費収入)

1. 収入の部

科 目	大 区 分	中 区 分	説 明
<事業活動収入>			
[介護保険収入]	介護保険収入		介護保険制度に基づく報酬等をいう。
[自立支援費等収入]	介護保険収入 介護給付費収入 訓練等給付費収入 障害児施設給付費収入 サービス利用料(作成費) 特定障害者特別給付費収入		介護保険制度に基づく報酬等をいう。 介護給付費報酬の代理受領分をいう。 訓練等給付費報酬の代理受領分をいう。 障害児施設給付費報酬の代理受領分をい う。 サービス利用料(作成費)の代理受領分 をいう。 特定障害者特別給付費の代理受領分をい う。 特定入所障害児食費等給付費の代理受領 分をいう。
[利用料収入]	利用料収入 利用者負担金収入 [措置費収入]		利用者からの利用料(代理受領を含む。) による収入をいう。(利用者負担金を除 く。) 契約に伴う施設利用料のうち、利用者本 人の負担による収入をいう。 利用者負担金収入 (措置費収入)